

防府市立小中学校結核対策判定医配置要綱

平成25年4月1日 制定

(目的)

第1条 防府市立小中学校における結核対策に関する医学的判定を行うため、防府市立小中学校結核対策判定医(以下「判定医」という。)を配置する。

(判定医)

第2条 判定医は、防府医師会の推薦を受けて、防府市教育委員会が委嘱する。

2 判定医は、結核の専門医1名とする。

(任期)

第3条 判定医の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

2 判定医は、再任を妨げない。

3 防府市教育委員会は、判定医がその職務を行うに適當でないと認めるときは、任期中においてもその任を解くことができる。

(職務)

第4条 判定医の職務は、次のとおりとする。

(1) 防府市立小中学校児童生徒の結核対策に関する医学的判定。

(報償)

第5条 判定医の報償は、次のとおりとする。

(1) 出務1回あたり14,000円。

(2) 防府市立小中学校児童生徒の結核対策に関する精密検査の要否判定にあたっては、1件あたり880円を追加して支給する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、判定医に関し必要な事項は、防府市教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。